

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高砂市 障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高砂市長

## 公表日

令和7年8月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法に基づき、障がい者及び障がい児に必要な支援を行っている。</p> <p>高砂市は、上記の法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務および異動・喪失等に伴う届出事務            ②障害福祉サービスの利用申請に基づく区分認定調査事務            ③自立支援給付・障害児通所支援に係る給付、地域生活支援事業に係る給付に伴う次の事務            (1)申請に伴う対象者の確認及び受給資格確認            (2)支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更            (3)支給決定台帳の作成            (4)支給管理</p> <p>なお、③の事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 障がい者総合福祉システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害共通宛名ファイル(対象者マスター)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、14、84の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第14条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号、別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 【別表第二における情報照会の根拠】 項番10、11、12、108、109、110 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第55条、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉室 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 生活福祉室 障がい福祉課 TEL 079-443-9027
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1,000人以上1万人未満 ] 令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 (・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。)	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員について、情報セキュリティや特定個人情報の取扱いに関する教育研修を受講している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報5②所属長	障がい・地域福祉課長 中川 出穂	障がい・地域福祉課長 山下 庸子	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月17日	I 関連情報4②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 項番10、11、16、108、109、110	【別表第二における情報照会の根拠】 項番10、11、12、108、109、110	事後	
平成30年4月17日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月17日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、14、84の項	(1)番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、14、84の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第14条、第60条	事後	
平成30年6月12日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 項番16、26、27、28、31、56の2、57、87、116 【別表第二における情報照会の根拠】 項番10、11、12、108、109、110	(1)番号法第19条第7号、別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 【別表第二における情報照会の根拠】 項番10、11、12、108、109、110 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第10条の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職名	障がい・地域福祉課長 山下 庸子	障がい・地域福祉課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	IIしきい値判断項目の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	IVリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年7月15日	IIしきい値判断項目の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和3年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号、別表第二	(1)番号法第19条第8号、別表第二	事後	令和3年9月1日施行に伴うもの
令和3年7月29日	I 関連情報5①部署	福祉部 地域福祉室 障がい・地域福祉課	福祉部 生活福祉室 障がい福祉課	事後	
令和3年7月29日	I 関連情報6②所属長	障がい・地域福祉課長	障がい福祉課長	事後	
令和3年7月29日	I 関連情報7請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当 TEL 079-443-9068	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068	事後	
令和3年7月29日	I 関連情報8連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 地域福祉室 障がい・地域福祉課 TEL 079-443-9027	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 生活福祉室 障がい福祉課 TEL 079-443-9027	事後	
令和3年7月29日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月29日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和5年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月26日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月26日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月26日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和7年7月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	